

表 7-1：回答のあった独自の事業（分野×地域における障害者数の比率）

	A	B	C	D	合計
生活支援	2	3	6	1	12
交通	9	2	0	0	11
雇用	1	1	2	2	6
啓発	0	2	0	3	5
啓発（催事）	1	1	0	0	2
医療	1	0	1	0	2
福祉サービス	0	0	1	1	2
制度制定	0	0	0	2	2
方針策定	0	1	1	0	2
観光サービス	0	0	1	0	1
交通，啓発	0	0	1	0	1
情報保障	0	1	0	0	1
生活支援，啓発	1	0	0	0	1
無	3	4	5	3	15
合計	18	15	18	12	63

表 7-2：地域における障害者の比率（調査票 B に回答した団体種別）

障害者数比率	市町村	政令市	中核市	都道府県	合計
A (6.0%～)	18	9	13	10	50
B (4.8%～6.0%)	0	2	0	3	5
C (3.7%～4.8%)	0	0	1	0	1
D (～3.7%)	0	5	4	3	12
合計	18	16	18	16	68

表 7-3：地域における障害者の比率

	平均	標準偏差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	四分位間の範囲
DID 地区居住者比率（対総人口）	0.314	0.349	208	0	1.024	0	0.205	0.552
障害者数比率（対総人口）	0.050	0.017	68	0.014	0.105	140	0.048	0.024

表 8：人口集中地区（DID）人口が総人口に占める比率（調査票 B に回答した団体における）

DID	平均	標準偏差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	0.31	0.35	208	0	1.02	0	0.21	0
市町村	0.28	0.34	188	0	1.02	0	0.17	0
政令市	0.78	0.39	6	0	0.97	0	0.95	.
中核市	0.74	0.16	2	0.63	0.85	0	0.74	.
都道府県	0.59	0.23	12	0.33	0.98	0	0.49	0.7

表9：当該事業に関連した施策・事業の構成事業数

構成事業数	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	2.1	1.2	0.1	67	1	4	141	2	1
サービス	4.0	.	.	1	4	4	0	4	4
観光サービス	4.0	.	.	1	4	4	0	4	4
生活支援, 啓発	3.0	.	.	1	3	3	0	3	3
生活支援	2.8	1.1	0.3	15	1	4	0	3	4
情報保障	2.5	2.1	1.5	2	1	4	0	2.5	.
制度制定	2.5	2.1	1.5	2	1	4	0	2.5	.
雇用	2.4	1.3	0.5	8	1	4	0	2.5	1
啓発	2.1	0.9	0.3	7	1	3	0	2	3
交通, 啓発	2.0	.	.	1	2	2	0	2	2
方針策定	2.0	.	.	1	2	2	1	2	2
交通	1.5	0.9	0.2	19	1	4	0	1	1
福祉サービス	1.3	0.6	0.3	3	1	2	0	1	1
啓発 (催事)	1.3	0.5	0.2	4	1	2	1	1	1
医療	1.0	0.0	0.0	2	1	1	0	1	1

表 11：事業におけるサービスの給付の方法

	サービス給付	チケット交付	現金給付なのか償還払いなのか不明	現金給付	償還払い	チケット交付か燃料費助成券	割引証の発行	企業への奨励金支給	燃料費助成券交付	利用者負担のあるサービス給付	利用費減免	詳細不明	合計
交通	2	5	2	0	1	1	1	0	1	1	0	1	15
生活支援	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	7
雇用	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
医療	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
情報保障	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
福祉サービス	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	9	5	5	2	2	1	1	1	1	1	1	1	30
	30.0%	16.7%	16.7%	6.7%	6.7%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	3.3%	

表 12-1：当該事業における一般財源による支出額（分野別）

（単位：円）

一般財源予算額	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	71,960,923.2	389,993,035.1	55,713,290.7	49	10,000	2,733,000,000	159	2,296,000	280,000
生活支援	273,685,889.8	777,167,379.6	224,348,897.9	12	20,000	2,733,000,000	3	16,947,874	.
制度制定	59,905,000.0	.	.	1	59,905,000	59,905,000	1	59,905,000	59,905,000
雇用	17,345,736.7	33,514,371.5	13,682,184.9	6	126,000	85,520,000	2	4,690,000	.
医療	5,520,910.5	4,009,422.0	2,835,089.5	2	2,685,821	8,356,000	0	5,520,911	.
交通、啓発	5,000,000.0	.	.	1	5,000,000	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000
観光サービス	3,728,000.0	.	.	1	3,728,000	3,728,000	0	3,728,000	3,728,000
交通	3,293,460.1	4,170,955.2	1,076,936.0	15	237,220	15,748,741	4	1,868,400	.
福祉サービス	2,058,138.7	1,597,825.0	922,504.7	3	454,416	3,650,000	0	2,070,000	.
啓発	452,000.0	413,105.3	206,552.7	4	28,000	1,000,000	3	390,000	.
啓発（催事）	341,000.0	57,982.8	41,000.0	2	300,000	382,000	3	341,000	.
情報保障	19,500.0	13,435.0	9,500.0	2	10,000	29,000	0	19,500	.

表 12-2：当該事業における一般財源による支出額（地域の障害者数の比率別）

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	71,960,923.2	389,993,035.1	55,713,290.7	49	10,000	2,733,000,000	159	2,296,000	280,000
A	1,502,802.3	1,146,393.6	382,131.2	9	20,000	3,554,500	9	1,355,000	.
B	34,607,316.7	72,774,592.4	29,710,103.0	6	10,000	182,800,000	10	4,827,750	.
C	245,550,324.8	783,789,598.3	226,260,567.8	12	1,806,000	2,733,000,000	6	7,799,210	.
D	52,331,402.7	67,273,005.7	27,464,089.6	6	28,000	167,801,000	10	30,179,708	.

表 12-3：当該事業における一般財源による負担率

一般財源負担率	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	0.83	0.33	0.05	47	0	1	161	1.00	1.00
医療	1.00	0.00	0.00	2	1	1	0	1.00	1.00
啓発（催事）	1.00	0.00	0.00	2	1	1	3	1.00	1.00
情報保障	1.00	0.00	0.00	2	1	1	0	1.00	1.00
制度制定	1.00	.	.	1	1	1	1	1.00	1.00
福祉サービス	1.00	0.00	0.00	3	1	1	0	1.00	1.00
交通	0.89	0.28	0.07	15	0	1	4	1.00	1.00
啓発	0.88	0.25	0.13	4	0.5	1	3	1.00	1.00
生活支援	0.68	0.38	0.11	12	0	1	3	0.86	1.00
雇用	0.67	0.52	0.21	6	0	1	2	1.00	1.00

表 13：当該事業に対する行政の関与の必要性（分野別）

	関与の必要性 「高」	関与の必要性 「中」	関与の必要性 「低」	関与の必要性 「高」「中」	合計
交通	10	4	2	0	16
生活支援	7	3	0	0	10
啓発	2	3	1	1	7
雇用	4	2	0	0	6
啓発（催事）	2	2	0	0	4
情報保障	2	0	0	0	2
福祉サービス	1	1	0	0	2
サービス	0	1	0	0	1

医療	0	1	0	0	1
交通, 啓発	1	0	0	0	1
合計	29	17	3	1	50
	58.0%	34.0%	6.0%	2.0%	

表 14：当該事業の成果についての行政の評価（分野別）

	順調	普通	順調ではない	合計
交通	7	6	1	14
生活支援	5	3	1	9
啓発	1	5	1	7
雇用	5	1	0	6
啓発（催事）	0	4	1	5
福祉サービス	1	1	0	2
サービス	1	0	0	1
医療	1	0	0	1
交通, 啓発	1	0	0	1
情報保障	1	0	0	1
合計	23	20	4	47
	48.9%	42.6%	8.5%	

表 15：当該事業の向上の可能性についての行政の評価（分野別）

	大幅な向上が可能	ある程度の向上が可能	ほとんどない	合計
交通	2	8	2	12
生活支援	1	6	2	9
啓発	2	5	0	7
雇用	1	5	0	6
啓発（催事）	2	3	0	5
情報保障	0	2	0	2
福祉サービス	0	1	1	2
サービス	0	1	0	1
医療	1	0	0	1
交通，啓発	1	0	0	1
合計	10	31	5	46
	21.7%	67.4%	10.9%	

表 16：当該事業の達成率についての行政の評価（団体別）

達成率	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値	最頻値
合計	0.88	0.27	0.06	18	0.30	1.30	190	0.97	1.00
市町村	0.87	0.29	0.08	15	0.30	1.30	173	0.95	1.00
政令市	0.66	.	.	1	0.66	0.66	5	0.66	0.66
都道府県	1.00	0.01	0.01	2	0.99	1.00	10	1.00	.

表 17：地域住民への周知の方法（複数回答）

	広報誌	ホームページ	チラシの印刷	イベントの開催	新聞	ラジオ	テレビ	その他
サービス	1	1	0	1	0	0	0	1
医療	1	0	0	0	0	0	0	0
観光サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
啓発	5	3	3	1	0	0	0	1
啓発（催事）	5	5	4	1	3	1	0	1
雇用	7	8	3	0	2	0	0	1
交通	11	7	4	0	0	0	0	5
交通，啓発	1	1	1	0	1	1	1	1
情報保障	2	1	0	0	0	0	0	2
制度制定	1	2	2	1	0	0	0	1
生活支援	7	9	6	3	1	1	0	4
生活支援，啓発	1	0	1	1	0	0	0	0
福祉サービス	2	1	0	0	0	0	0	0
方針策定	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	44	38	24	8	7	3	1	17

表 18：地域住民の評価を受けたことがあるか

	評価を受けたことあり		評価を受けたことなし				合計
	アンケート調査の実施	その他の方法	現時点で実施する予定はない	実施する予定になっている	その他	「いいえ」(詳細不明)	
サービス	0	0	1	0	0	0	1
医療	0	0	2	0	0	0	2
観光サービス	0	0	1	0	0	0	1
啓発	1	0	5	1	0	0	7
啓発(催事)	2	0	2	0	0	0	4
雇用	0	0	7	0	0	1	8
交通	1	1	12	0	0	5	19
交通, 啓発	0	0	0	1	0	0	1
情報保障	0	0	2	0	0	0	2
制度制定	0	0	2	0	0	0	2
生活支援	2	1	11	0	1	0	15
生活支援, 啓発	0	0	1	0	0	0	1
福祉サービス	1	0	2	0	0	0	3
方針策定	0	0	1	0	0	0	1
合計	10.4%	3.0%	73.1%	3.0%	1.5%	10.4%	67

表 19：評価の方法

	市町村	政令市	中核市	都道府県	合計
評価を受けたことあり	アンケート調査の実施	0	0	0	7
	その他の方法	0	0	0	2
評価を受けたことなし	実施する予定になっている	0	0	1	2
	現時点で実施する予定はない	4	1	6	49
	その他	0	0	1	1
	「いいえ」(詳細不明)	0	0	0	6
合計	54	4	1	8	67

表 20：評価の結果

	良い評価を得られた	普通	良い評価を得られなかった	合計
アンケート調査の実施	3	3	1	7
その他の方法	0	1	1	2
合計	3	4	2	9
	33.3%	44.4%	22.2%	

表 21：メディアで紹介されたことがあるか

分野	メディアで紹介されたことがある	メディアで紹介されたことはない	合計
交通	2	16	18
生活支援	4	10	14
雇用	3	5	8
啓発	1	5	6
啓発（催事）	1	3	4
医療	0	2	2
情報保障	0	2	2
福祉サービス	2	1	3
生活支援，啓発	0	1	1
観光サービス	1	0	1
交通，啓発	1	0	1
サービス	0	1	1
制度制定	1	0	1
方針策定	0	1	1
合計	16	47	63
	25.4%	74.6%	

表 22：その他の事業についてメディアで紹介されたことがあるか

	その他にもメディアで紹介されたことがある	その他にメディアで紹介されたことはない	合計
メディアで紹介されたことがある	7	7	16
メディアで紹介されたことはない	10	34	47
合計	17	41	

表 23：当該事業がメディアで紹介されたことで他地域の住民から反響があったか

	反響があった	反響はなかった	合計
メディアで紹介されたことがある	7	8	15

表 24：コミュニティバスを実施しているか

	実施している	実施していない	合計
市町村	111 (67.7%)	53 (32.3%)	164
政令市	2 (40.0%)	3 (60.0%)	5
中核市	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1
都道府県	1 (9.1%)	10 (90.9%)	11
合計	115 (63.5%)	66 (36.5%)	181

$\chi^2(df=3)=17.06, p=0.0007$

表 25 : コミュニティバスの実施の方法

実施の方法			
運行は自治体であるが業者に委託して実施	75	68.8%	
民間事業者が主体となって運行し事業者に補助金等を支出している	22	20.2%	
運行をはじめすべての業務を自治体で実施している	5	4.6%	
民間事業者がこれまで運行してきたものに補助金等を支出している	2	1.8%	
その他	5	4.6%	
	109		

表 26-1：障害者割引の割引率（第1種障害者）

	無料	半額	割引なし	合計
市町村	30	38	19	109
政令市	1	1	0	2
中核市	0	1	0	1
都道府県	0	0	0	1
合計	31	40	19	113
	27.4%	35.4%	16.8%	

表 26-2：障害者割引の割引率（第2種障害者）

	無料	半額	割引なし	合計
市町村	19	33	7	59
政令市	2	0	0	2
中核市	0	1	0	1
都道府県	0	0	0	0
合計	21	34	7	62
	33.9%	54.8%	11.3%	

共生社会に向けた障害者施策について、施策や事業が成功する要因は何だとお考えですか？ ご自由にお答え下さい。

- ・ 地域や町内会単位でそこで暮らしている障がい者と交流できる事業の実施。
- ・ 障害者施策については、障害者に対する考え方をもちと理解しあえるようになれればと思います。障害者は、障害者を持つ人の中にあるのではなく、社会の中にあると言われますが、障害を持つ人が社会の中で普通に暮らしていることが大事だと思います。しかし、障害を持つ方も、人によって考え方がバラバラです。障害のない方もそうです。その個人一人ひとりの違いを受けとめながらの施策が必要だと思いますので、「こうあるべき論」はあまりなじまないのではと思ったりします。
- ・ 障害を持つている方に就労の場を提供する。自宅で生活するための人的支援（相談等）。
- ・ 障害者が地域で安心して暮らしていくことができるような施策が必要である。具体的には、直接的な「生活の支援」にとどまらず、「生活環境の整備」・「雇用・就業」・「保健・医療」の各分野の施策を組み合わせて地域で自分らしく生活できるよう支援していく必要があると思われる。
- ・ 成年後見制度の利用推進、地域での自立した生活ができるよう支援するため。就労支援の推進、地域移行を促進するには事業所の理解や障害者本人への雇用情報の啓発、開示が必要。
- ・ 個人的な意見ですが、厚生労働省所管の法・施策がある中での内閣府所管の障害者基本法それぞれにもなう計画の実効的な意味が見えづらい状況があると思います。省庁間の施策の関連が不明確であり、今回のアンケートの答えづらさの原因があると思います。
- ・ 障害者にやさしい住まいづくりに重点を置くべきと考えます。重度障害者に対しては介護者の過度の負担を考慮すると、とくに身体障害者のための施設数やグループホームの戸数が十分ではないと感じております。
- ・ 障害福祉サービスなど、生活支援分野や、インフラ整備などの生活環境、さらに地域等の理解を引き出すような啓発・広報活動が、とくに重点を置かれるべき分野と考えます。
- ・ 障害に関する正しい知識の普及・啓発により理解を深めるとともに、障害者の地域生活を支援するため、充実、障害者の自立に向けた相談体制の強化が必要でです。また、障害者の地域生活を支援するため、必要なサービス提供や施設整備、社会参加の支援、就労機会の拡大への取り組みを進めるべきと考えます。
- ・ 情報提供と相談の充実。社会参加の促進。保健・医療の充実。
- ・ 共生社会を目指すにあたっては、以下の事業に重点を置いていく必要があると考えます。①くらしの支援の充実：総合支援体制の充実やホームヘルプサービスやショートステイなどの生活支援サービスの充実、グループホーム等の生活拠点の整備、成年後見制度の利用支援、経済的支援の充実を図っていく必要があります。②社会参加や学びへの支援の充実：コミュニケーション支援、移動支援の充実や特別支援教育の推進、地域交流の促進、生涯学習の推進等を図っていく必要があります。③就労への支援の充実：就労相談の充実、障害者雇用啓発の充実、就労支援のためのネットワークの強化等を図っていく必要があります。④地域社会づくりの充実：公共施設のバリアフリー化の推進などのユニバーサルデザインへの推進、聴覚・視覚障害者への情報提供の充実等を図っていく必要があります。⑤自立を支援する人づくりの充実：手話通訳者などの専門的知識、技術のある人材の育成と確保やボランティア活動支援の充実を図っていく必要があります。
- ・ 障がい者の自立促進。就労支援。

- ・ 「共生社会」を目指す取り組みは、多分野に関わる大きな施策であり、その中の障害者に関する施策についても同様である。したがって、短期間においては、一部の分野や事業に重点を置くことがあってもよいが、施策の推進に当たっては、各施策のバランスを取りながら総合的に行うべきであると考える。
- ・ 障害者の特性に関わらず、地域での共生社会が成り立つためにはインクルーシブな社会を形成する方向へ向かうことが望ましく、地域社会がこの障害を受け入れるためには、障害者として特定のひとととらえず「障害」という文字すら考えざるも必要としない社会こそが共生の将来であると思われまます。とくにどの分野にと特化せず、すべての面で障害者の利用しやすい地域社会づくりを目指すことであると思います。
- ・ 障害のある人も社会の対等な構成員として人権を尊重され、自らの意思で社会活動に参加・参画し、社会の一員としての責任を担えることが大切である。そのために生活支援事業に重点を置くことが必要ではないかと思われる。
- ・ 医療費およびそれに伴う交通費の援助。企業や学校教育において各種育成研修に障害についての理解を求めめる研修を行うともらう、というような、一般企業や学校教育に呼びかけていく施策。
- ・ 障がいに関する理解の促進。
- ・ 現在、当地域では、障害の程度・重複化により、医療的ケアを要する児童生徒が、小中学校、特別支援学校に在籍している。教職員による医行為は法律により禁じられており、看護師等の医療職員の配置は、各自自治体で措置している。国・県等の財政的支援、人的配置を強く願っています。
- ・ 障害者雇用の分野に重点を置いておくべきと考えます。当地域には、一般就労には至らないが「働きたい思い」をもった障害者が、たとえ重度の障害を持っていても自らの能力・適性に合わせて働くことができ、かつ自立して生活するに足る賃金を受け取ることができるようにする社会的雇用制度があります。社会的雇用制度は具体的に、中度～重度の障害者が働ける職種開拓を行い、障害者を雇用する事業所に対し、企業としての経営努力や障害者自身の経営参画などを求める一方で、公的資金で障害者の賃金を補填する仕組みです。当地域は、国が障害者自立支援法の廃止に向け障害者制度の改革作業に着手したこの機会を捉え、社会的雇用制度を「障がい者総合福祉法（仮称）」に取り入れられるべく、国や関係団体に提言を行うなど積極的な働きかけをしています。
- ・ 障害者が安心して地域で生活ができるよう、自立支援給付や地域生活支援事業の提供体制を整えるとともに、さまざまなニーズに対応できるようにネットワークの構築、強化を図っていくべき。②障害のある方の地域生活への移行を推進するための「居住支援強化」、医療福祉の充実を目指し、また「就労継続支援」についても支援事業を一層促進し、就労後も安定した就労生活を送ることができよう取り組むべき。③「相談支援体制」については、委託事業者により電話や訪問による相談を実施しているほか、専門相談員を定期的に配置して相談等に当たっており、継続して実施していくべき。
- ・ 障害者の地域移行が進まれている中で、地域の住まいの確保ができていない状況にある。地域全体で障害者を守っていくためには、生活レベルに応じた住まいの確保が必要である。施設整備にかかわる経費についても、バリアフリー一部分だけの補助ではなく合算した補助金の交付となるようにより頂きたい（オーストメイト対応トイレの改修等）。
- ・ 共生社会の更なる実現を目指すにあたり、施設等に関するバリアフリー化はもちろんであるが、共生社会の理念の定着と、心のバリアフリーの実現についてまだまだ大きな課題があると思われる。

- ・ 障害のある人が、地域において自立して生活していく上で、就労の場の確保や、地域におけるイベントなどに気楽に参加出来るような環境を作り出していくことが「共生社会」の実現につながるべくものと考えます。
- ・ 電子情報、インターネット社会の発展に伴い、行政施策が追いつかない面が多い。障害者にとって情報を得ることや生活の充実と直結するため、電子化した行政が必要となってくるが、まだまだ地方の山間部では基盤整備が未整備である。
- ・ 障害者等に対する理解を深めるための普及啓発活動。地域で支えるネットワーク構築及び社会資源の開発（自立支援協議会の活発な活用）。
- ・ 地域での自立および生きがいを実感させるために「障がい者」自身を地域生活での担い手として役割を持たせるような事業。例、空き家や空き店舗等を活用して、農産物等の直売を行う。
- ・ 権利擁護、就労支援、相談支援、社会参加活動の推進、地域移行の推進、在宅保健福祉サービスの充実。
- ・ 昨今言われている無縁社会に象徴するように、人間関係の希薄化、地域・家族間の関係性の変化に伴い、国や地方公共団体が様々な障がい者施策を実施しているなかで障がい者が地域で住みやすい社会になっているかと考えると疑問を持たざるを得ない。まず、社会が健全であること、そして、社会を構成する地域住民が健全であることが前提である。その前提のうえで、障がい者に対する理解の促進が重要であると考え。
- ・ 行政と住民の理解、事業者の協力。
- ・ 予算の確保、地域としての障害者に対する理解。
- ・ 行政担当者および当事者の理解と住民の意識の向上。
- ・ 「共生社会」についての理解を深めること。さらに、障がいのある、なしに関わらず、一定の共通理解を持つこと。地域コミュニティの醸成。
- ・ 周知の徹底と利用者の利便性。
- ・ 地域住民・各種団体・行政との協働。
- ・ 福祉担当者の能力にもよるが、整備のため掛けることのできるお金がない。同の補助があればなんとかできることも、経費削減の時代のため苦しい状況にある。
- ・ 多くの地域住民との接点を持った地域保健活動の中から、常に健康課題を考える職員の意識と、それを実践できる体制が必要。・行政をはじめ、地域の中の個々の組織の中だけで課題解決を図るのはなく、地域の様々な社会資源を取り込んだ多様性と開放性のあるネットワークを図ることで、ネットワークの構成員がエンパワメントされる機会を保障することが重要と考え。
- ・ 障害のある人もない人も共通の理解（認識）の上で行うこと、一時的でなく恒久的に実施する前提で行う。
- ・ 障がい者(児)が快適な生活を送るために、その個性や適性を生かしながら能力を発揮できる環境づくりが必要。
- ・ 障がい者が地域に安心して暮らしていくためには、障がい福祉分野だけでなく、教育、雇用、余暇の充実や地域住民の理解など様々な要素が必要不可欠であると思われまます。よって、今後取り組むべき施策、事業についても、地域全体で取り組むべき問題という意識を持ちながら、障がい福祉分野以外の地域資源をうまく絡めていくことが必要であると考えます。
- ・ 障がい者に対する理解、地域住民の理解。

- ・ 行政だけでなく、企業や地域住民が障害者の直面する問題を理解し、解決に向けて取り組み、支援していく体制づくりが重要である。
- ・ 単独で声を上げることがなくとも、障害のない人と同じ生活を送ることのできる支援の充実。
- ・ 施策の策定時から行政・当事者(団体等)・サービス提供事業者の3者の協働が必要である。
- ・ 施策の十分な検討と検討での対象者の参加、意見の反映、事業実施後の多面的評価と迅速な改善の実施。
- ・ 障害についてよく知ること。
- ・ 法外の事業については地域の実情により、求められる福祉サービスは様々であると考えます。したがいまして、新たな施策や事業の実施にあたっては、地域における利用者の声を十分に聞いたりうえで、求められる障害者福祉サービスを提供することが大切であると考えます。
- ・ ①地域住民及び行政組織内部などにおける障害理解の浸透。②医療や介護保険、高齢者及び児童施策など、様々な施策と連携した施策の展開。③地域によっては、障害者自ら地域住民の中に入らんと入らなるところも見受けられる。
- ・ 障害者特有の課題としてとらえるのではなく、一般市民と共通する課題としていかに課題の共有化をはかることができるか、また課題に対する取り組みにおいて行政機関や各事業者、市民団体等がそれぞれの立場から関わられることをいかに明確化して行動につなげていくことができるかということにかかっていると思われる。
- ・ 自治体は限られた財源を有効に使うため、常に優先順位を意識して事業を実施していかなければならない。その中で、一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域を共に支えあう一員としていきいきと輝けるようにするという理念を実現させていくことが大切だと考える。
- ・ 障害のある人が、住み慣れた地域で、障害のない人と同じように、安心していきいきと生活するためには、周囲の人が障害のことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障害のある人の人権を尊重することが大切である。ノーマライゼーションや障害に対する理解は徐々に広がってきてはいるものの、とりわけ知的や精神障害のある人に対する差別や偏見は少なくないのが現状である。そのような中、今後は地域全体で支えて行く地域ケアシステムや地域ネットワークについて考えて行くことが不可欠であり、そのためには、障害のある人の理解のための啓発や教育をさらに進めていくことが重要であると思われる。
- ・ 地域の方々や、障害を持つ市民の生活のしぐさについて自らの身近な問題と考え、学校、職場、地域社会での様々な交流を通して、共生社会を理解し、意識上のバリアを取り除くことが事業を実施する上で重要な要素と考え。
- ・ 障害者自立支援法に基づく施設の移行が平成23年度末までに行われることになっているが、現在の入所者の住まいの確保等に関しては、グループホーム、ケアホームの新築や改築による開設が必要になってくるため、地域住民の障害者に対する理解が大きな課題になっていると考えられる。
- ・ 潤沢な財源と予算措置。各層・各世代間の相互理解。
- ・ 障がい(者)ということばの変更、障がい(者)の概念の正当化、障がい(者)に対する住民の意識改革。
- ・ 利用者(障がい者)のニーズを適切にとらえ、予算を的確に構成し、ムダのない事業を行う。

児童・生徒に対する「障害教育」の充実、②ボランティア、サポーター制度など住民が主体的に参加できる仕組みの構築、③自助・共助・公助のバランスある事業設計。

- ・ 障害者や家族の要望を設け、改善しながら施策を実行すること。
- ・ 需要と供給のバランスと障がい者に対する相互理解。
- ・ 障害および障害のある人に対する理解。
- ・ 少ない予算の中でどのように工夫をすれば効果的に地域の特徴性を踏まえた独自の取り組みが実現できるのか、本調査結果をもとに、今後の施策に取り組んでいきたいと思えます。
- ・ 障害者の意見要望を聞き、現行制度で何が可能か、何が不可能か、不可能となる原因は何かをよく分析すること。
- ・ ささまざまな主体に、共生社会の必要性や重要性を理解してもらおうこと。施策や事業の策定の際には、行政だけでなく障がい者の方自身が施策策定に関わること。
- ・ 障害がある人もない人も一生懸命、同じ目標に向かって事業に取り組んでいくこと。
- ・ 安心して暮らせる社会の実現に向けて、わかりやすい仕組みを作ることだと考えます。
- ・ 健常者の関心、障害者の自立心。
- ・ 住民の熱意。
- ・ 障害への理解。
- ・ 障がいを持っている方が本当の意味で「自立」するという視点を常に頭に入れる必要がある。
- ・ 本人、地域、行政がそれぞれできることをきちんとしていき、自助、共助、公助の考えを浸透していくことが大切であると考えます。
- ・ 地域の実情に応じたサービスの需要を的確に把握することが重要であると考えている。
- ・ 地域の実情や社会的資源の状況に応じた中で、障害のある人のニーズ等とマッチした部分から、徐々に拡充していくやり方がベターな方法ではないかと考えます。
- ・ 障害者からのニーズ調査。
- ・ 地域との連携が重要である。事業の実施においても啓発活動においても地域の意識高揚なしには進められないと思う。
- ・ 障害のある人への理解促進や地域での活動へ積極的に参加できるよう、官民一体となる取り組みが必要。
- ・ 継続的な啓発活動、障害者当事者の活動の活性化。
- ・ 国の制度の改正が必要だと思います。
- ・ 移動手段の確保。
- ・ ①「共生」していくためには障がい者が地域で活動するために必要な①移動手段の確保、②店舗、施設等の完全バリアフリー化、③④・⑤に伴うインフラ整備、④生活を自力で維持していくための就労に対する支援、⑤就労できない方々の支出を軽減するための援助・減免措置等の充実、⑥地域に暮らす健常者・障害者を問わずすべての人がお互いを「支え合い、助け合う」気持ちを持つ、といったことが必要なのではないかと思えます。(個人的な意見です)
- ・ 地域住民や事業者等の理解と協力。
- ・ 一般の地域住民への理解がどれだけ浸透するかによる。考える。
- ・ 障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるような制度設計を行い、将来にわたって安定した事業運営ができるよう必要な財源を確保する。また、制度の施行準備に支障がないよう早期の情報提供や十分な準備期間の確保等や、PDCAサイクルを徹底し事業効果の向上に努める。

資料 7

施策名 (通称等あれば)	北海道札幌市 高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街
施策の目標	障がい者の自立支援の促進
構成事業名	① パーソナルアシスタンス事業
	2 元氣ジョブアウトソーシングセンター運営事業

事業の開始 年度	平成 22 年度 (事業終了予定年度)	年度
事業の目標	重度の身体障がいのある方に対し、介助に要する費用を直接支給し、障がいのあ る方が、その費用の中で、自分が希望する介助者を決めたり、介助者への報酬額を 決めたりと、自分自身や支援者の力を借りて介助コーディネートを行い、地域生活 を実現することを目的とする。また、地域住民が資格の有無に係らず、介助者にな ることを可能とし、地域全体で障害のある方の生活を支える仕組みを構築する。	
事業化に至 る経緯 (関与した 人物など できるだけ詳 しく)	○障がい当事者団体、障害福祉サービス事業者、有識者を交えた検討委員会開催し た。(検討開始から事業実施までの2年間で合計約60回開催) ○平成21年度にモデル事業を実施し、事業化の可否について検討委員会等で検討を 行った。(モデル事業には、5名が参加) ○平成21年度に在宅で生活する重度の身体障がいのある方(約900名)を対象に、 実態調査を実施し、生活実態や必要とするサービス内容の確認を行った。 ○事業化に至った要因としては、行政だけでなく、利用対象者を含めた障がい当事 者団体等との意見交換を通し、制度設計を行ったことが挙げられる。	
これまでの 取り組み	事業化に至った要因は何であると考察しましたか？ ○制度周知のためのポスターについては市内のデザイン系専門学生によるコンベン より決定した。 ○事業開始後、利用者との意見交換会の場を設け、制度改善に向けた意見聴取を行 っている。今後も年に数回程度同様の意見交換会を開催する予定である。	

事業の成果 指標名	①本制度の利用者数	②登録介助者の人数
選択理由	①事業の必要性を示す指標であるため	②地域住民の参加度合いを示す指標であ るため
算定の方法	①支給決定者数の積み上げ	②登録者の数の積み上げ

指標・事業費の推移

区分	単位	年度		年度		22年度 目標値
		実績	計画	実績	計画	
成果指標①	人					32人
	達成率	%				66%
成果指標②	人					400人
	達成率	%				50%
事業費 (合計)	円					182,800,000
	内 国庫から 訳の支出金	円				
	その他	円				
	一般財源	円				182,800,000

事業の評価	説明
関与の 必要性	①) 高 b) 中 c) 低
目標の 達成状 況	a) 順調 b) 普通 c) 順調ではない
成果の 向上の 余地	a) 大幅な向上が可能 b) ある程度の向上が可能 c) ほとんどない
今後の 方向性 について (事業 の計画 等)	事業開始時点では、想定していなかった課題が多々生じて おり、事業開始後も行政と障がい当事者団体等の間で、引 き続き、事業の検討を行っている。 利用者については、順調に増加しているが、登録介助者に ついて、登録者の性別、年代等に偏りが見られる(女性、 中高年が多い)ため、幅広い年代に登録を呼びかけていく。 当初想定していなかった利用者層(介護保険利用者)につ いても、本事業の利用が増加しているため。 平成23年度以降も引き続き事業を継続していくと共に、地域住民に介助者としての参 加を促すために、各種PRを行っていく予定である。

問6. その事業について、地域住民に向けた周知のための活動をどのようにして行っていきますか？
当てはまるものすべてを選んで○をつけてください。

- ㊸ ホームページ
- ㊹ 広報誌
- ㊺ チラシの印刷
- ㊻ テレビ
- ㊼ 新聞
- ㊽ ラジオ
- ㊾ イベントの開催
- ㊿ その他(地下鉄駅等へのポスターの掲示)